

●参考「基準日において60歳以上65歳未満の人の賃金日額と基本手当日額の計算式」(P.116)

(変更後)

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
<u>2,310</u> 円以上 <u>4,610</u> 円未満	$y = 0.8w$
<u>4,610</u> 円以上 <u>10,510</u> 円以下	$y = (-7w^2 + 126,670w) / 118,000$ $y = 0.05w + \underline{4,204}$ のいずれか低い方の額
<u>10,510</u> 円超 <u>14,940</u> 円以下	$y = 0.45w$
<u>14,940</u> 円超	$y = \underline{6,723}$ 円

注：端数処理については、1円未満を切り捨てます。